

※日割り計算用コードは契約期間が1月に満たない場合に算定すること

旭川市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 訪問型サービス費(独自)(I)	1,176単位	1,176 1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	イ 訪問型サービス費(独自)(I)	39単位	39 1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12	ロ 訪問型サービス費(独自)(II)	2,349単位	2,349 1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	ロ 訪問型サービス費(独自)(II)	77単位	77 1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13	ハ 訪問型サービス費(独自)(III)	3,727単位	3,727 1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	ハ 訪問型サービス費(独自)(III)	123単位	123 1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	12単位減算	-12 1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		1単位減算	-1 1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		23単位減算	-23 1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		1単位減算	-1 1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		37単位減算	-37 1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		1単位減算	-1 1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10% 減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15% 減算	1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12% 減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15% 加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の15% 加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10% 加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10% 加算	1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5% 加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5% 加算	1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位 加算	200 1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位 加算	100 1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	ニ 生活機能向上連携加算	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位 加算	200 1月につき
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	50 月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の245/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の224/1000 加算	1月につき
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の182/1000 加算	1月につき
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の145/1000 加算	1月につき
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(5)(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 所定単位数の221/1000 加算	1月につき
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(5)(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位数の208/1000 加算	1月につき
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(5)(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位数の200/1000 加算	1月につき
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(5)(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位数の187/1000 加算	1月につき
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(5)(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 所定単位数の184/1000 加算	1月につき
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(5)(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 所定単位数の163/1000 加算	1月につき
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(5)(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 所定単位数の163/1000 加算	1月につき
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(5)(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 所定単位数の158/1000 加算	1月につき
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(5)(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 所定単位数の142/1000 加算	1月につき

A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算V10		(5)(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10)	所定単位数の139/1000 加算		1月につき
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算V11		(5)(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11)	所定単位数の121/1000 加算		1月につき
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算V12		(5)(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12)	所定単位数の118/1000 加算		1月につき
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算V13		(5)(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13)	所定単位数の100/1000 加算		1月につき
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算V14		(5)(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14)	所定単位数の76/1000 加算		1月につき
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算I	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の63/1000 加算		1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の42/1000 加算		1月につき
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000 加算		1月につき

※ 介護職員等処遇改善加算, 介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

※ 介護職員等処遇改善加算V1～V14については, 令和7年3月31日まで算定可能。